

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3118号)

令和6年9月24日

横情審答申第3118号

令和6年9月24日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和4年5月27日総コ第59号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「令和2年度、令和3年度不正防止内部通報及び特定要望記録・公表
制度委員会に所属する委員3名の採用にかかる文書の全て。」のうち、
「6 委嘱者が提出する住民票、住居届、通勤届、旧姓利用者の場合の横
浜市職員の氏の使用に関する取扱要綱（平成18年4月1日）の届出書、認
定基準にかかる本人の事情等の提出書類を含む。」の非開示決定に対す
る審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「令和2年度、令和3年度不正防止内部通報及び特定要望記録・公表制度委員会に所属する委員3名の採用にかかる文書の全て。」のうち、「6 委嘱者が提出する住民票、住居届、通勤届、旧姓利用者の場合の横浜市職員の氏の使用に関する取扱要綱（平成18年4月1日）の届出書、認定基準にかかる本人の事情等の提出書類を含む。」を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和4年4月8日付で行った「令和2年度、令和3年度不正防止内部通報及び特定要望記録・公表制度委員会に所属する委員3名の採用にかかる文書の全て。」のうち、「6 委嘱者が提出する住民票、住居届、通勤届、旧姓利用者の場合の横浜市職員の氏の使用に関する取扱要綱（平成18年4月1日）の届出書、認定基準にかかる本人の事情等の提出書類を含む。」（以下「本件審査請求文書」という。）の非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書を保有していないため、旧条例第10条第2項により非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 住民票、住居届及び通勤届（以下「住民票等」という。）について

横浜市不正防止内部通報及び特定要望記録・公表制度委員会（以下「委員会」という。）の委員（以下「委員」という。）については、住所地は要件ではなく、交通費の支給もないので、委員に対し住民票等の提出を求めておらず、保有して

いないため、非開示とした。

- (2) 横浜市職員の氏の使用に関する取扱要綱（平成17年7月19日総人第10007号。以下「要綱」という。）の届出書について

委員には要綱に規定する旧姓等使用届の提出を求めておらず、保有していないため、非開示とした。

- (3) 認定基準に係る本人の事情等の提出書類について

委員に対し、上記(1)及び(2)の文書の提出を求めていないことから、保有していないため、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件審査請求文書の開示を求める。
- (2) 住民票等の提出を求めていない場合、公務災害補償等の受給において、横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年12月横浜市条例46号）が適用されないおそれがある。労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条に基づいても、これらの書面が必要である。したがって、書面を収受していると思料される。
- (3) 債権放棄をしているのであれば、それを証する文書の開示を求める。
- (4) 旧姓利用に関しては、本人確認、本人同一性の確認の面から、最も重要である。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 委員について

委員会は、横浜市の内部通報に係る調査及び勧告、特定要望に係る助言等を行う実施機関の附属機関であり、委員3名で構成される。委員は、弁護士資格を有する者その他必要と認められる者の中から実施機関が委嘱し（横浜市不正防止内

部通報制度及び特定要望記録・公表制度に関する要綱（平成22年3月16日行コ第304号）第3条第1項）、その身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する特別職の地方公務員である。

(3) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、実施機関からの委嘱に際して委員が提出する住民票等及び旧姓等使用届並びにこれらの認定に係る事情等に関する書類である。

(4) 本件審査請求文書の不存在について

ア 本件審査請求文書の不存在について、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 委員には、例えば横浜市在住といった要件はないから、委嘱に当たり住所を確認する必要はないし、住居手当や交通費の支給対象者でもないから、支給のために住民票等の提出を求めることはない。

(イ) 通勤災害は、合理的な経路及び方法による移動中のものであった場合に認定されるものであり、住民票等の提出は必須ではない。また、特別職である委員には、一般職の職員と異なり通勤届を提出する義務はない。

(ウ) 要綱は、戸籍上の氏以外の氏を日頃職場で使用する場合の手続について定めたもので（要綱第1条）、一般職の職員を対象にしたものであるから、特別職である委員には適用がない。

(エ) 通勤届や旧姓等使用届を提出させていないので、これらの認定に係る事情等に関する書類も提出させておらず、保有していない。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

委員に対し住民票等の提出を求めないことは、住所が資格要件ではないこと、交通費等の支給対象者ではないこと、通勤災害の認定においても必須ではないことを踏まえると、不合理とはいえない。審査請求人は、実施機関の取扱いを労働者災害補償保険法と関連付けた主張をするが、そもそも同法はいわゆる非現業の官公署の事業には適用されないもので、この主張は認めることはできない。

また、要綱が一般職の職員を対象としたものである以上、特別職である委員に旧姓等使用届の提出を求めないことは、当然のことといえる。

したがって、本件審査請求文書を取得しておらず、保有していないとの実施

機関の説明は首肯できるし、そのほかに本件審査請求文書が存在することを推認させるような事情も認められない。

(5) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第五部会)

委員 久末弥生、委員 萩野寛雄、委員 吉田仁美

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 4 年 5 月 27 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 4 年 7 月 13 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和 4 年 10 月 14 日	・実施機関から口頭意見陳述の記録を受理
令和 6 年 7 月 23 日 (第 1 回第五部会)	・審議
令和 6 年 8 月 27 日 (第 2 回第五部会)	・審議